

一者応札、応募に係る改善方策について

平成 21 年 7 月 30 日
独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札や企画競争など競争性のある契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式を実施したものであっても、競争性が十分に確保されず一者応札、一者応募となっている事例が見受けられることから、以下のとおり改善策を取りまとめ、今後の契約調達から実施していくこととする。

1. 応札準備期間の確保（公告期間の延長）

現在、10 日以上（休日を含む）としている公告期間について、入札参加希望者が十分な準備ができるよう調達規模及び調達内容又は過去の入札等において一者応札、一者応募となった契約の類似案件、応札者が少数であると見込まれる案件であるかなどを加味しつつ 10 日以上の公告期間を確保する。

あわせて、企画競争及び公募への参加を求める期間も上記に準じて十分に確保する。

2. 公告方法の検討

公告については、平和祈念事業特別基金のホームページ及び庁舎掲示板により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するための方法、入札等参加者をできる限り多く確保するための方策等を検討する。

3. 入札参加資格の設定、仕様内容の明確化

- (1) 入札参加資格における請負実績、従事する要員の資格・経験・知識などの条件設定を行うことにより、新規事業者の参加等を事実上制限することのないよう、入札参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定する。
- (2) 仕様書において、業務内容、数量、手段、手法などの明確な記載がなく、結果的に過去に実績のあるものしか応札に参加できないようなことがないよう、仕様内容を明確にする。
- (3) 入札参加者の適正な入札価格の算出を可能にするため、仕様書に記載する業務内容等については、具体的かつ明確に記載する。

4. 一者応札・応募案件の事後点検

一者応札等となった案件については、内容等の点検を行い、その結果をより競争性のある調達の実施に反映させる。また、一者応札等となった案件でも、入札説明書・仕様書を複数者が受け取った場合又は事前説明会に複数者が参加した場合は、事後に入札等に参加しなかった業者に対し聞き取り調査等を行い参加しなかった理由等を把握し、以後の入札等に反映させる。